1　品種登録の番号　第25162号
2　品種登録の年月日　平成28年3月25日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　キャラック　グレースピンク
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
服部健治
愛知県岩南市千福町１丁目30番地
7　出願公表の年月日　平成27年11月27日

1　品種登録の番号　第25163号
2　品種登録の年月日　平成28年３月25日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prunus L.
4　登録品種の名称　エレガンスみゆき
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
柴道昭
埼玉県川口市赤山845
7　出願公表の年月日　平成23年11月９日

1　品種登録の番号　第25164号
2　品種登録の年月日　平成28年３月25日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Silene L.

○国土交通省告示第五百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業三・五・二百五―二十六号千里山佐井寺線
三　事業施行期間　自平成二十一年三月二十五日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第五百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
京田辺市松井今池三九番１から同市松井樫谷七三番１四まで	前	最小　三四六	二九九
		最大　九八	
	後	最小　三四六	
		最大　九八	
八幡市美濃山御毛通二〇番から同市美濃山細谷三六番まで	前	最小　四〇八	七二六
		最大　〇	
	後	最小　四〇八	
		最大　〇	

○国土交通省告示第五百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十八年三月二十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線
道路の区域

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
城陽市奈島坊ヶ谷１三番１から同市寺田大畔１三四番まで	最小　一九九	六、三五九
	最大　二五	

○国土交通省告示第五百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　北陸自動車道
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
新潟市江南区西野字下田一四四七番三から同市江南区西野字中田一三二二番九まで	前	最大　二四二	四七一
		最小　五〇	
	後	最大　二四〇	
		最小　五〇	

○国土交通省告示第五百二十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北陸自動車道	新潟市江南区西野字下田一四九〇番六から同市江南区西野字上田九六五番三まで	平成二十八年三月二十六日十四時